

平成 31 年 1 月 7 日

お客様各位

「後見支援預金」取扱開始について

東山口信用金庫(理事長:嶋本 博)では、平成 31 年 1 月 7 日(月)より、成年後見支援信託と同等の機能を備え、手続が簡便で費用のかからない「後見支援預金」の取扱いを開始致しました。

本預金の取扱いにより、社会問題化している後見人による不正な預金の引き出しの防止に努めるとともに成年後見制度の普及に貢献してまいります。

記

1. 名称 後見支援預金
2. 取扱開始日 平成 31 年 1 月 7 日(月)
3. 利用対象者 家庭裁判所から「後見支援預金」新規契約にかかる「指示書」を交付された方
4. 特徴
 - ・家庭裁判所の指示書に基づき取引を行います。
 - ・普通預金として取扱い、キャッシュカードは発行できません。
 - ・お預入金額の制限はありません。
 - ・スーパー定期 1 年物(300 万円未満)の店頭表示金利を付与します。
 - ・振込手数料(自動振込含む)を免除します。

〔ただし、後見支援預金口座から成年後見人が別途管理する生活口座へ振替える場合の振込手数料に限ります。〕

【本件に関するお問合せ先】

《東山口信用金庫 事務部(担当:重田、岸村)》
〒747-0034 山口県防府市天神1丁目12番18号

TEL:0835-23-4031

 東山口信用金庫